**平成２８年（フ）第１０３５号**
千葉市中央区大森町316番地８
債務者　高梨　祐典
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０５２号**
千葉県市川市平田３丁目６番８号
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０５４号**
千葉県市川市北方町４丁目1958番地（グランドハイツ皆川102号）
債務者　宇津木恵美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０５５号**
千葉県市川市真間２丁目21番12号（メゾンヴェルデ105号）
債務者　渡辺よしみ
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０６９号**
千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟1123号
債務者　中塚　勝善
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１１１５号**
千葉県船橋市海神３丁目23番37―206号
債務者　和田　栄治
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第４１３号**
熊本市東区東町３丁目６番32―19号　県営住宅32―19
債務者　松下　一順
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０５０号**
千葉県船橋市薬円台４丁目16番22号　ジュネパレス船橋第10―103号
債務者　小野　貞廣
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０６０号**
千葉県市川市大野町１丁目23番地１（パントリーハウス市川大野303号）
債務者　原田　法子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０９８号**
千葉市花見川区浪花町826番地４　メゾンリッシュ205号
債務者　井上　　壽
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第７２号**
岐阜県可児郡御嵩町御嵩984番地２　パープルタウンＨＩＲＯ　201号
債務者　青柳　吉男
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２８年（フ）第８２７号**
神戸市北区北五葉７丁目１番９―504号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町６丁目10番30―304号
債務者　郡山　綾乃
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８５５号**
神戸市北区有野台６丁目21番地Ｂ31棟301号
債務者　新舎　寿子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８５７号**
神戸市垂水区星陵台８丁目12番２号、従前の住所神戸市垂水区清水が丘１丁目23番25号
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８６４号**
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目８番６号エクセレント須磨201号室
債務者　小川　隆生
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５９号**
茨城県神栖市知手中央６丁目11番27号　レオパレス秋月110、住民票上の住所大阪府大阪市住之江区御崎５丁目７番１―808号
債務者　磯　　政宏
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部